

令和8年度 社会福祉法人 平成福祉会 本部事業計画書

1. 法人の概要

(1) 設立等

認可年月日	平成元年7月4日
登記年月日	平成元年7月14日

(2) 法人運営

理 事	定数 8名
評議員	定数 9名
監 事	定数 2名

(3) 経営事業

事業の種別	名 称	定員	事業開始
1種 障害者支援施設(施設入所支援・生活介護)	シャイン	50名	平成22年10月1日
2種 障害福祉サービス事業(短期入所)		2名	平成5年4月1日
2種 介護老人保健施設	ハイム・ゾンネ	84名	平成12年4月1日

2. 経営理念

- ・ 豊かな心で、利用者・家族に寄り添います。
- ・ 地域社会と思いを共有し、地域とともに歩みます。
- ・ 不断の改革により、サービスの向上に努めます。

3. 本部機能

法人全体の、①コンプライアンス(法令遵守)の徹底と②相互牽制と規則に基づく組織運営(コーポレートガバナンス)による不正行為発生防止体制を確立し③危機管理、④情報公開機能を担うとともに、当会が民間事業者としての創意工夫や経営効率性を発揮し、⑤地域の付託に応え、良質なサービスを合理的な価格で持続的かつ安定的に提供するために必要な利用者処遇向上ならびに職員人事施策を企画立案するとともに、⑥両施設の運営を機動的に支援します。

4. 当会が存在する意義・理由が疑問視されかねない危機

令和8年1月26日障害者支援施設シャインの職員による利用者虐待が発生。虐待の内容は利用者の鼻をつねったというもので、同月28日の調査で職員が加害行為を認めたため 同日障害者虐待防止法に基づき介護給付費を支給する尼崎市に通報。翌日、佐用町が利用者確認のため尼崎市の代理で来所。その後、当会は当該職員の懲戒処分を決定、2月6日兵庫県・尼崎市・佐用町に処分実施の報告を行いました。今後、市町の調査、県の指導監査が順次実施されます。

虐待防止の義務化は、令和4年(2022年)4月1日より、障害者支援施設をはじめ障害福祉サービス事業所の全てを対象に義務づけられており、具体的には①虐待防止委員会の設置・定期開催、②職員に対する虐待防止研修の定期実施(年1回以上)等、③虐待防止のための指針(マニュアル)の整備、④虐待防止責任者の配置といった体制を構築することとなっております。

障害者支援施設シャインでは、これらに加えて、令和7年8月より「心穏やかに、利用者さんにお過ごしいただこう。」との活動方針を定め、不穏の原因となる過剰な刺激(必要のない大声や道具等の騒音)を抑える取り組みを進めるとともに、同年11月には「虐待の芽となる不適切なケア」とのテーマで少人数制研修を開催しておりましたので、「利用者をつねる」という苦痛を与えることを目的とした典型的な身体的虐待を職員が起こしたことに大きな衝撃を受けております。

加害職員は64歳で、無資格者ですが入職17年目のベテラン。本人は「衝動的にやってしまった。」と釈明していますが、人員基準を満たし、体制を整え、研修を行っても抑止できなかったことに変わりはなく、職場での実務を通じて上司や先輩が指導役を務めるOJT研修を中心とする現行の人材育成・教育研修制度の再検討が必要と考えます。

5. 2026年(令和8年)度の重点方針

(1) ケアの質的向上(介護職員・生活支援員の有資格化)

(単位:人)

2024年4月以降、介護老人保健施設では無資格で介護業務に携わることができなく

	介護福祉士	実務者	初任者	認知症研修	対象外
ハイム・ゾンネ	17	1	1	3	
シャイン	16		1		9

なり、携わる場合は「認知症介護基礎研修」の受講が義務化されています。一方、障害者支援施設には同様の措置はなく、有資格者増加のインセンティブとして、常勤の生活支援員のうちの有資格者の割合に応じて発生する加算がありますが、当会はキャリアパス制度で介護福祉士取得を奨励してきたこともあって既に35%以上の最上位を算定しています。しかし有資格者と無資格者とのケアに対する認識には明確な差があり、無資格者の指導を行う上司や先輩の負担を考えると、正しい知識という共通言語が無い状態での教育・指導は困難なため、施設全体のケアの質的向上のためには、求人難ではありますが無資格者の有資格化が不可欠と考えます。

(2) 感染症対策

院内感染は利用者・職員を危険に晒し、入院退所は収入の不安定化を招くことから経営上の最重要課題の一つです。感染症対策委員会の交流など当会一体での取り組みを推進します。

(3) 人材確保と業務の集約・外部委託

職員処遇のさらなる改善・運営のアップデートに努め、次世代の人材を各階層・職種で確保するとともに、業務処理体制の集約・外部委託などの検討を加速します。

以 上